

令和3年度 青少年愛護審議会 議事概要

開催日時：令和4年1月25日（火）14:00～16:00

開催場所：兵庫県庁3号館7階大会議室

出席委員：15名

出席 浅野委員、新井委員、江口委員、梶木委員、坂本委員、佐々木委員、柴田委員、竹内委員、西本委員、野々山委員、速水委員、前川委員、前田委員、森（正）委員、森（忠）委員

（事務局）

本日は大変お忙しいところ、青少年愛護審議会にご出席いただき、本当にありがとうございます。

年末から始まった新たなオミクロン株が猛威を振るっています。

県では爆発的な感染をおさえるべく医療体制の整備やワクチン接種などの支援をしておりますが、皆様にあっても引き続き感染予防の徹底をよろしくお願い申し上げます。

本日も夕刻からコロナの対策本部会議が予定されています。大変恐縮ながら、お時間までに退室させていただくこととなりますがご了承願います。

さて、青少年愛護審議会は、昨年12月に委員の皆様の任期満了に伴う改選をさせて頂きました。今回は長らくご尽力いただいた小林会長様のご逝去に伴い新たな会長の選任も予定されています。新たな体制にて取組を進めて行くこととなりますが、よろしくお願い申し上げます。

さて、長引くコロナ禍は青少年を取り巻く環境にも非常に大きな影響を与えています。社会全体が先行きの見えない不安に包まれる中、特に弱い立場や難しい立場の方々に様々な問題や課題が顕在化していると言われております。青少年の現場では、インターネットやスマートフォンの普及に纏わる様々な問題が出てきております。例えばインターネットへの依存やSNSを通じた誹謗中傷、犯罪に巻き込まれる等、これまで以上の注意を払う必要があると考えています。

加えて、今年4月には成人年齢の引き下げが予定されています。契約上の取消権などに着目した悪質で様々な犯罪・商法が18歳・19歳の若い人をターゲットとして増えていくのではないかと懸念されます。昨年からは対策は強化していますが、これまで以上に消費生活のセクションや警察と連携・協働しながら取組を進めたいと思っています。青少年の健全育成・愛護の関係は間口も広く、取組や課題も多い分野であると考えています。

本日は県の取組状況等についてご説明をさせて頂いたうえで、皆様のご忌憚のない意見を頂きたく思います。どうぞよろしくお願い致します。

（事務局）

会議に先立ちまして、委員の皆様のご出席状況について報告します。

青少年愛護審議会につきましては、19名の方々が委員に委嘱されています。

本日の審議会につきましては、会場出席4名、オンライン出席11名の計15名の委員の方々にご出席を頂いています。審議会規則第7条第2項に定める定足数である過半数に達しておりますので、成立しておりますことをご報告します。

なお、本日は令和2年の改選後、初の審議会となりますので委員の方々には自己紹介をお願いします。

○ 委員自己紹介

ありがとうございました。

本日は、名簿のとおり関係行政機関等から幹事並びに事務局職員も出席しています。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

(事務局)

それでは、次第の4(1)「会長の選出及び会長代理の指名」に移ります。審議会規則第6条第2項により、会長は「委員の互選」で決定することとなっています。どなたかご推薦がございましたら、お願いします。

(委員)

是非、新井先生に会長をお願いできたらと思うので、推薦させていただきます。

(事務局)

ただいま、速水委員から新井委員に会長をお願いしたらどうかという発言がございました。皆様いかがでしょうか

(委員)

異議無し

(事務局)

特にご異議もないようですので、新井委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、新井委員、会長席をお願いします。新井会長、以降の進行をお願いします。

(会長)

ただいま会長に選任されました新井です。一言ご挨拶をさせていただきます。

私は生徒指導論が専門です。現在の小中高生が、学びや遊び、生活全般を通じてどう社会性を育むことができるのか、どうすれば充実した人生を送れるのか、そのためにどのような生徒指導が求められるのか、ということについて研究し、教員を目指す学生達の教育に携わっています。

コロナ禍の今、子ども達は厳しい状況にあると思います。小中高に限って状況を見れば、いじめと暴力行為はコロナ禍でかなり減りました。これが望ましいかどうかは微妙ですが、直接体験、子ども同士の接触頻度が落ちたことが関係性への攻撃であるいじめの減少に繋がったのだらうと思います。だから手放しでは喜べないということです。

一方で人間関係の繋がりが弱くなったためか、不登校が急増、併せて自殺も非常に深刻な状況で、一昨年度になります。警察庁の調べで自殺者は小中高合わせて499人となり前年に比べて100人増えるという状況でした。

社会不安があり、先行きがなかなか見えない状況の中、子ども達は本当に大変です。大学生もコロナ禍に入り、今の2回生は1回生の時はほとんどオンライン授業でした。今年度に入り、4月は少し対面で授業が出来ましたが、その後は対面とオンラインのハイブリッド型で授業をしています。今の2回生には実家から離れず、ずっとオンラインで授業を受けていた者もいます。サークルにも加入できていないままに2回生も終わらんとしています。もちろん、就職に関しても自分が望むような職種が縮小されていく中で、上手くいかないということもあります。非常に難しい状況が社会の中にあり、そのひずみが青少年に出ているのではないかと考えています。

特に気になるのは他者を巻き込む、ある意味間接的な自殺、拡大自殺と言われるような事件が起きていることです。年齢は様々ですが、電車の中で火をつけて人を傷つけたり、あるいはクリニックのビルに放火して自らも亡くなったり、というような事件です。児童生徒に関して言えば、愛知県では、いじめの被害者と思われる中学生が学校内で同級生を刺し殺すというような事件が起きました。ネットを巡っては、旭川や町田でも本当に残念な事件が続いています。共通テストのときに、東大構内で受験生を刺すという高校2年生の事件もありました。これらの状況を見ていくと、私たち大人が青少年に対して何ができるのだろうか、という青少年と向き合う姿勢が問われているのだらうと思います。社会の方向性を明確に示せない中で、大人も苦しんでいます。それ以上に、子ども若者も、本当に苦しんでいるのではないかと考えています。私たちが手を差し伸べて、青少年を支えるために出来る事を進めていくことが求められている、そういった中で会長職を賜り、身が引き締まる思いです。微力ですが、委員の皆様、幹事の皆様、事務局の皆様のご協力を得て、兵庫県の子ども若者が健全で健やかに、元気で生きていけるような手立てを考えていこうと思っていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、議事の進行に移りたいと思います。この審議会の円滑な運営について、委員の皆様のご協力をお願いしたいと思います。また、幹事の皆様には審議会の活動について、それぞれの専門的立場から助言、情報提供などにより委員をご支援頂きたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

引き続き会長代理の指名を行います。審議会規則第6条第4項で「会長に事故があ

るとき、又は会長が欠けたときには、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」と定めています。会長代理には、引き続き速水委員にお引き受け頂きたいと思っています。いかがでしょうか。

(委員)

私で良ければ引き受けさせていただきます。皆様よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございます。速水委員、よろしく申し上げます。

(会長)

次に部会に属する委員及び部会長の指名についてですが、審議会規則第8条第4項の規定により、会長が指名することとなっています。この件につきましては、予め案を作成しておりますが、本日はオンラインでご出席の方も多いため、委員・幹事の皆様には、後日、事務局より部会案名簿を配布させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

部会長については、政策部会長に速水委員、愛護部会長に前田委員をそれぞれ指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(会長)

ここからは皆様のご意見を頂きながら順次議事の進行をさせていただきます。

まず議事(2)令和3年度の青少年の主要施策についての報告・説明を事務局からよろしくお願い申し上げます。

○ 議事(2)「令和3年度の青少年の主要施策」について事務局から報告

(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告について、ご質問・ご意見がございましたらお願いします。

(委員)

子どもの体験活動は非常に大事なことです。もちろん、課題を持つ子ども達への取組も大事ですが、そうでない子ども達も色々な事を体験できる場をつくっていかなくてはなりません。

私は、風船や紙を使って子ども達と物作りをします。そこに親も一緒に来て風船を膨らましますが、膨らませた風船を親が結べない。親が結べなければ子どもも結べない。親が自分に出来ない事を子どもに求めるということは家庭では難しいと思います。野外活動等もそうですが、親は自分が出来ない事を認めたくて、子どもには積極的に参加させるような取組を進めていくべきです。そうしなければ、子ど

も達が色々な事がどんどん出来なくなってしまうのではないかと危惧しています。

例えば、冒険遊び場プレーパークというのはそういう場であると思います。プレーパークに来ている家族とそうでない家族とどう違ってきているのか、頻繁に遊びに来ている子どもとそうでない子どもとの間に優位性はあるのか等、そういったデータを元に体験活動をもっと進めるような施策を組んでいただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。遊びを通じて有意に効果が出ているのかどうか、そのデータがあるのかどうか。保護者がやれない事を県としてやっている事もあると思われるが、保護者に対する周知啓発はしているのかどうか。事務局からお答えを頂きたい。

(事務局)

国でも令和2年度に体験活動を通じた青少年自立支援プロジェクトを行っており、青少年の体験活動などの効果についても経年的に分析を行っています。

子どもの頃の体験は健やかな成長のために必要な要素で、キャンプ、登山、川遊びなどの自然体験は自尊感情や外向性、社会体験から言えば農業体験や職業体験、ボランティアなどについては学齢期における向学的な意識の向上であり、植物園や美術館などの文化的な体験など、これらが総合的に効果があると言われています。

当課の施策においても、子どもの冒険広場は自由な外遊びを体験する場であり、また、ひょうごっこふるさと塾は、自然体験の中に社会体験の要素が混ざっている場です。外遊びも含めた様々な体験活動は子どもの将来にとって有意義に働いていくという事は調査結果からも窺える状況です。ふるさとづくり青年隊については、少し対象年齢が上がるが、自ら地域に入ってイベントを企画立案し、事業の達成まで一連の流れに取り組んでおります。

個々の青少年事業での具体の効果がどこまであるのかということではなく、これらを複合的に取り組む事が、青少年の健全な育成に繋がるものと考えています。

(委員)

ありがとうございます。国のデータも参考にして頂いたら良いと思うが、例えば冒険遊び場で調査をしてみてもどうですか。他の事業もそうですが、例えばプレーパークが必要であれば活動をもっと伸ばすなど、データを集めて兵庫県独自の取組を進めて行くべきだと思います。

(会長)

ありがとうございます。経験した物事をふり返ってデータとすることは難しいでしょうか。

(事務局)

すぐにその方法をイメージできないですが、プレーパークについては、来て頂いているお子様の半分くらいは常連の方と聞いております。そういった子ども達を中心にフォローアップ調査等を行うことによって、どのように成長してくれていくのかを追跡することは可能だと思います。

(会長)

これらのデータと国のデータを合わせてみたところで、そこに子どもを行かせようとする保護者と全く知らない保護者とではだいぶ違いがあるように思います。多様な保護者に対してこんな取組があって、このような効果が期待できるというような事を周知して頂ければと思います。

(事務局)

補足となりますが、プレーパークは子ども達が自由に遊べる場であるが、未就学児は親が参加して頂くことを必須としています。保護者にとってもコミュニティーの場になり、そこで培ったネットワークは子どもが成長した後も地域活動として継続されているという話も聞きます。そこに関わって頂いた保護者にとっても有益なものになっていると認識しています。

(会長)

ありがとうございました。他にご意見はありませんか。

(委員)

1点質問があります。4月に成年年齢が引き下げられることによって、新たに盛り込んでいくべき施策や付け加えていくべきテーマはありますか。そのあたりをどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることによって、いわゆる未成年者取消権が行使できなくなります。発達が未成熟な世代が契約を行為能力者として行う事となり、そこで犯罪に巻き込まれる可能性も大いにあると思います。その点については、青少年課だけでなく消費生活課と連携し、18歳・19歳といった世代が詐欺などの被害や、携帯電話・マンション等の契約に伴うトラブルに巻き込まれないよう啓発していきます。

また、新年度には、青少年の性犯罪被害の防止に向けたインターネットのターゲット広告を行う予定です。夏休み前から夏休みにかけて、子ども達が自由になり犯罪被害に巻き込まれやすくなる時期に、子どもと子どもを狙う大人を対象にそれぞれに向けた広告を用意して警告することを検討しています。その中で成年年齢引き下げによる詐欺被害等の防止に向けた取組も検討します。

(委員)

具体的にどのような方法でターゲットに向けて広告を行うのですか。内容が難しいと思われていますが。

(事務局)

ヤフーやグーグルを使用するにあたっては、IDが使われています。正しく登録していれば、IDから利用している場所や年齢などが把握できます。そこから検索ワードをこちらで設定し、そのワードで検索してきたユーザーに対し、警告メッセージ出すという仕組みを予定しています。

(委員)

コロナ禍において出来なかった施策もありますが、それなりにやるべき事が出来ている事は評価しています。フィルタリングに関する取組についても、当初は上手くいくのか懸念していましたが、今では78%にまで数値が上がっており、取組の成果が出ています。

体験学習は大切なことです。何かにおいて場を共有することは、子ども達の発達にとって大事なことで、一人で閉じこもってしまう事は子どもにとって良い状況ではありません。インターネットはそういう状況になりやすく、魔の手が入り込む前に早い段階でチェックすることが必要だと思います。

(委員)

成年年齢の引き下げもさることながら、子ども若者が近所の人と話す事は少なく、親ともある程度の年齢に達すると会話する機会は減っていくと思います。例えば、そういった誘いがあった場合に相談する相手がいません。どんなことに関してもコミュニティーを再構築することが重要であり、地域の人々が行き交うような取組が必要です。青少年の分野だけではなく、福祉の分野でもそうです。すぐに実現することは難しいと思われていますが。

仮に、課題に直面した青少年が友達に相談するとして、その時に良い答えがでない時もあると思います。コロナ禍で人との出会いが少ない状況においては、信頼のおける場所への電話相談ができる環境が必要になってきます。

(委員)

私の住んでいる地域では、朝夕に車で回って子ども達の見守り活動をしています。そこで頻繁に「子どもに対する声かけ事案が今日は何件ありました」とアナウンスしているのを耳にします。地域で年配の者が子ども達に声を掛けるのは当たり前で、むしろそうすべきだと思います。子どもに声を掛けたらイカンのかと疑問に思います。アナウンスの意味は異なると思いますが、もし子どもが危ない事等をしていたら、声を掛けるべきだと思います。

(事務局)

補導委員の方々でさえ地域での活動がしにくくなっているという話を聞きました。子どもに声を掛けると不審者に間違われるという実情もあるようです。地域でのコミュニケーションが取りにくい状況になりつつあることは感じています。

(委員)

社会全体を疑心暗鬼にさせていくような政策は絶対やってはいけないと思います。

(事務局)

子ども達が異世代の人と交流することは、学校とは違う新たなコミュニティを形成していく1つの要素だと思います。電話相談の件につきましても、あらゆる形でコミュニケーションを取りながら充実していきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。人と人との接触が難しい状況の中、地域をどう作っていくのかということが大きな課題であり、また、困った時に相談できる力を子ども若者が持つ、そしてその相談を受け止める力を大人が持つ、そして対面・電話・SNS等も含めてその回路を増やしていく事が必要だと、皆様から意見を頂いて感じました。他にご意見はございませんか。

(委員)

私たちは地域で青少年補導のパトロールなども行い、活動には青色パトカーを多く使用しています。車内にはカメラも搭載されており、保護者会にも携帯電話を活用し動く防犯カメラとしてご協力頂いています。少しずつですが、井吹台が安全な町へと変わっていると感じます。

また、兵庫は素晴らしい地域で日本海側にも良い場所が沢山あります。そこへは子ども達だけではなく、家族で行って色々なことを体験して欲しい。そういった申し込みをネットを活用し円滑に行い、山や海、キャンプといった体験活動をもっと多くの人に参加できるように頑張りたいと思います。

昨年は、地域の中で様々な例年の行事をすべて実施しました。祭りなども人数制限して行い、子育て世代の参加も多く、様々な年代の人達の活躍の場を見ることができました。地域の中で生活することも多くなっているので、若い人たちにも行事に参加してもらい、新しい取組みも進めていきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。

(事務局)

地域の活動に関連したことで感じた事を話させていただきます。

コロナ禍で在宅勤務が推奨され、今年の夏ごろは朝の交通安全の立番をするお父さん方の姿をよく見かけるようになりました。通勤時間が短縮された分、子ども達が行き来する時間帯に地域に出られるお父さんが増えてきたのではないかと思います。これまで仕事一辺倒だった方が少し地域や暮らし、家庭に目を向ける機会になったと思います。県でも在宅勤務が開始するまでの時間や、休憩時間などに少し地域に出てもらうよう呼び掛けてみようと考えています。

(会長)

ありがとうございます。最後に全体の意見も頂きたいと思いますので次の議事(3)「青少年のインターネット利用に関するルールづくり」に関する説明を事務局からお願いします。

- 議事(3)「青少年のインターネット利用に関するルールづくり」について事務局から報告

(会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問ご意見等ございましたら、発言をお願いします。

(委員)

この件について、ネットでのアクセス数のカウントはしていますか。

(事務局)

アクセス数は把握しておりません。

(委員)

せっかく作ったのであれば、どれくらいの人に興味を持って見ているかを調べた方が良いでしょう。アクセス数が少なければ、どうすれば皆に興味・関心を持って頂けるのかを検討すべきです。例えば、チラシ作りなども大事ですが、読まれてどうされてるかということを知り、先ほど話したネットでのアクセス数とリンクして考える事がこれからの時代は大切になると思います。

また、ルールづくりも大事ですが、中高生が年配者にスマホの使い方を教えるといった項目があっても良いのではないのでしょうか。スマホを使いこなせない人にとっても有益であり、教える青少年にとってもスマホの見方を変える良い機会になると思います。

(委員)

今のお話は、家族のコミュニケーションにも繋がり非常に良いと思います。

この「ルールづくりのポイント」はよく頑張って作りあげたと思います。今後はこれをどうやって浸透させていくか、定着させていくかが重要です。

(事務局)

スマホは、コミュニケーションを図る為の重要なツールになると思います。先ほどご意見を頂きました「若者が年配の方にスマホを教える」取組については、ふるさとづくり青年隊の取組の中で年配の方にスマホの使い方を教えているグループもあります。年配の方にとってもスマホは身近な物になっています。皆様のご意見をもとに、今後の取組や資料の活用についても検証していきます。

(会長)

ありがとうございます。とても良いものが出来たと思います。後は、活用がどれだけ進むのかという事が課題になってきます。負担になるかもしれませんが、リーフレットの配布前にある程度の説明をして浸透させるのも良いと思います。

それでは、議事(4)「有害興行の指定」について事務局から説明をお願いします。

○ 議事(4)「有害興行の指定」について事務局から報告

(会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問ご意見等ございましたら、発言をお願いします。

(委員)

これだけ多くの作品が次々と出てくるということは、これらの作品の多くは18歳以上の者を対象にしてつくられているのだと思います。こういった作品を見た青少年が犯罪などを起こさないよう事前に防ぐために指定しているのですが、集団自殺や電車内での犯罪など、誰かを真似て事件などを起こす事例は少なくありません。これらをどう規制するのが大切です。マスコミの報道を青少年に見るなどは言えません。しかし、事件を起こした本人が報道を見てやってみたいと思った等と語っている事実がある以上、県だけの問題ではなくもっと大きな問題として何らかのチェックが必要だと思います。マスコミも報道しない訳にはいかないと思いますが、報道が犯罪等を助長している可能性はあると思います。この点についてどう対応すべきなのか非常に難しい問題です。

(会長)

とても大事なご指摘だと思います。2020年は499人の子どもの自殺がありました。著名人の自殺が続いて、その報道はかなり詳細にされていました。WHOで

は、自殺事案は「実名報道は極力さける」「詳細な情報は伝えない」等の勧告をしていますが、テレビではかなり詳細に報道されおり、ネットに入れば、何から何まで書かれています。これを子ども達が目にしてしまいます。もしかしたら、これが一昨年前の自殺の連鎖に繋がったのではないかとも思います。

アメリカの調査では、親が暴力を実際に振るっているのを見ている子どもよりもアニメーションやゲームで暴力性の高いものを見た子どもの方が現実の暴力性を高めるとい調査結果もあります。条例というようなレベルではありませんが、これらについて、「誰がどこで何を言うべきなのか」という事を考えることは、重要な課題だと思います。ありがとうございました。他にご意見があればお願いします。

(委員)

話が戻りますが、家庭内でのコミュニケーションをいかに豊かにするかという事を提唱すべきです。アニメの中には簡単に首を切って血が流れるようなシーンもあるが、小さい子どもが親と一緒に見たり、また、小さい子どもが見れない時間帯に放送したりしています。ある出来事について家の中できちんと話しをすれば、それがどういう事であったかを親も子も理解できます。そこで、良くないことはしてはいけないという話に繋がっていくと思います。

(会長)

子どもが思春期になれば、「死」という問題が出てきます。仮に子どもが「死んでも生き返るよね」と言った時に親がそれをちゃんと受け止めて「おばあちゃんの時はこうだったよね」等とやりとりがある中で中和されていくと思います。それが無い中で、一人で刺激の強い映像を見ることはとても心配です。

直接体験や家庭内、あるいは子どもと大人のコミュニケーションをどう取っていくのかが非常に大きな課題だと思います。ありがとうございました。

(事務局)

表現の自由の関係もあり、難しい問題だと思います。自殺があった事実を伏せることは難しいが、その手法を詳細に伝えることは控えて頂きたいという話をマスコミの方に話したことがあります。その時にも行政として何をどこまで出来るのかと考えましたが、非常に難しいと感じました。世の中にあふれている刺激の強い殺伐とした映像などを行政が一方的に止める事は社会的にも出来ないことだと思います。それらの映像を青少年の目に触れないようにする事も、動画などが容易く見れる状況では難しいと感じます。今後どうするかを考えるのがまさにこの審議会の場で、知恵を出し合いご意見を頂きながら出来ることをしっかりとやっていくという事の積み重ねになっていくのだと考えております。

(会長)

ありがとうございます。続いて議事(5)「有害図書類の現状」について事務局から説

明をお願いします

○ 議事(5)「有害図書類の現状」について事務局から報告

(会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問ご意見等ございましたら、発言をお願いします。

(委員)

有害図書に該当する書籍があれば、現場に赴き撤去して欲しいと交渉するのですか。もしそうであるならば、年間実績はどのくらいの数字になっていますか。また、トラブルの内容についても教えてください。

(事務局)

有害図書に指定された図書類は青少年に対する販売等が禁止され、区分陳列をして頂くことになっております。トラブルの内容については、ソフト成人誌は有害図書類に該当するおそれがある為、青少年に販売等しないで欲しいと青少年愛護推進員がコンビニ側に依頼すると、コンビニ側からは「これは一般雑誌であり、ソフト成人誌ではない」という回答で、双方の認識が異なりトラブルになるという事例が生じております。

(委員)

撤去に応じて貰っている数はどのくらいですか。

(事務局)

コンビニ店の多くは依頼すると協力して頂けますが、そうでない店舗も一定数はあります。具体的に何件といったデータは持ち合わせておりませんが、少数の店舗では応じて頂けてない現状はあります。

(委員)

紙媒体で行うことに限界を感じますが、ご苦勞なことだと思います。

(会長)

青少年がどの程度買っているのでしょうか。

(事務局)

コンビニでも卑猥な表紙の雑誌類は減ってきており、青少年がこれらを購入するという事例も減ってきていると思います。しかし、これらの雑誌が一般雑誌として販売され、青少年が購入できるという環境には問題があると思います。それについ

ては、大人が守っていかなければならないと考え、現状報告を兼ねて問題提起させて頂きました。

(事務局)

おっしゃるとおり、非常にアナログで前近代的だと思いますが、条例の運用の話になりますので、審議会の場で報告も兼ねてさせて頂きました。コンビニや本屋など、目に見えるところで青少年が買ったり読んだりする事については、青少年愛護推進員などと連携して対策をとりやすいが、目に見えない家庭の中や大人の手の届かないところでは、深刻な状況に陥っている子ども達もいると思います。その子どもたちをどうやって見つけ出し手を差し伸べれば良いのかが分からずジレンマが生じています。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見はございますか。

(委員)

書店ではいわゆるソフト成人誌と呼ばれるような雑誌も販売しています。我々は青少年がこのような雑誌を読んでいると注意するようにしています。店主が本棚をハタキでパタパタするという昔のイメージがまだ残っているのでやりようはあります。しかし、コンビニのアルバイトは入れ替わりが早く、外国人の方もおられますので、この問題については、経営者の方にしっかりと周知していかなければ解決していかないと思います。

今、青少年と呼ばれる中高生が書店に来なくなっているのが現状です。コミックできえもスマホで読むというスタイルが主流になりつつあり、青少年の活字離れも問題です。SNSでのやりとりは短い文字数か絵のみで、文章でコミュニケーションを取らなくなってきました。長い文章を読まない、考えなくなるという事は青少年の愛護という意味においても良くないと思います。読書は推進していくべきです。

(会長)

ありがとうございました。活字離れという文化に関するご意見も頂きました。他にご意見はございますか。

(委員)

条例の周知については、審議会の委員として、やって頂くべきだと思います。チラシについては、青少年愛護条例に関する内容だけではなく、青少年憲章についても掲示してもらおうと良いでしょう。店側にこれらを周知して貰ったうえで、青少年が店に来て本を見て触ってくれるという環境の方が審議会としても望ましいと思います。

フィルタリング加入率が78%という数字になっていますが、インターネット上では今でも様々な問題が生じています。この周知案についても大切だと思いますが、インターネット上の問題にチェックをかけていく方がむしろ大切だと思います。

(会長)

委員の皆様、特にコンビニに対して青少年にとって有害となる可能性のある図書類の販売を控えるようにということで周知(案)のとおり進めていくことでよろしいでしょうか。それでは、事務局の方々よろしくお祈りいたします。

合わせて、健全な図書をもっと読むような青少年の育成と、実効性を考えてインターネットで配信されているものをどう捉えていくかを今後の課題として下さい。

(会長)

議事の(5)までが終わりました。

最後にここまでの議論を踏まえ、今後の青少年施策の展開にあたり必要な視点や取り組むべき課題、方向性についてご忌憚のない意見を頂きたいと思っております。

(委員)

皆様のご意見、非常に勉強になりました。情報に対しどの程度規制をかけていくかということは非常に難しいと感じました。しかし、例えば自殺の方法をネットで検索しても最初は自殺防止のページに繋がるように、ある程度大きな部分で何らかのコントロールをかけていく必要もあるのではないかと思います。子ども達がすぐ見ているものや話題の中にあるものについては、大人が入って行ってそこで子どもと話しをするような場を設ける事も大切だと思います。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございます。大人と子どものコミュニケーションが大切という意見を沢山頂きました。他にご意見はありませんか。

(委員)

子どもが生きていて楽しい、生きていて良かった思えるような活動を今後も続けていきたいと思っております。

(委員)

本を読むことは非常に大切です。県も教育委員会も子どもが幼稚園や保育園の保護者に対し、もっと絵本を読み聞かせまじょうと提唱すべきです。スマホを見せていけば子どもが大人しくなるという話も聞くが、それが子育てと思うことは間違いで、親が時間を割いて子どもと接することが大切です。その方法として絵本を読むということは非常に良いと思います。図書館などでは無料で良い本の貸し出しをし

てくれます。小さいころからそういう習慣が身についていれば、大きくなってもすぐに活字離れすることはなくなると思います。親子のコミュニケーションもそこで出来るので、大きくなってからもコミュニケーションが取りやすくなります。夫婦のコミュニケーションが豊かな家庭は尚更良いと思います。絵本の活用に加えて、子ども達がいろんな世代の人と遊ぶことも非常に大切ですので、来年度の施策には是非取り入れて頂きたいです。

(会長)

ありがとうございます。個人的な体験になりますが、デパートのエレベーターで乳母車に乗っている幼い子どもが、タブレットで絵本のようなものを見ていました。こうやって、まだよちよち歩きが出来るかどうかの頃から、タブレットを使っていることに少なからずショックを覚えました。そうした中でどのようにして読み聞かせや実際の交流を作っていくのかという事がすごく大きな課題だと感じました。

(委員)

私はプレーパークの研究をしておりますが、一番の課題として少子化があげられます。子ども達が群れて遊ぶことが今の時代は中々に難しい。プレーパークも冒険ひろばもその場所に子ども達が来るのを待つ訳ですが、これからは、子ども達が住んでいる場所までプレーパークが出て行くという事まで考えないといけないと思います。兵庫県でも子どもが住んでいる場所は点在しており、都市部は子どもが居たとしても山間部まで行くと子どもの数が少なくなり、実はそういった地域の子ども達の方が外遊びが出来ていないという結果もあります。もう少し県全体で全ての子どもに届ける事を考え、プレーカーを出す等も必要です。体験の貧困などとも言われますので、多くの子どもに届くような施策を今後は展開して頂きたいです。よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございます。こちらがもっと出て行くという事も重要だと思います。他にご意見はありませんか

(委員)

私はひきこもりの方の支援をさせて頂いております。今、小学校・中学校でも不登校の子どもが増えてきております。原因の多くはコミュニケーション不足によるもので、それが出来れば自立出来る子も沢山いると思います。コミュニケーション力の育成や培うようなプログラムは教育では少ないのではないのでしょうか。だからコミュニケーションが上手くとれない子どもが増えているのかもしれませんが。コミュニケーションを培うことが課題であり、そういった施策がより必要になってくると思います。

(委員)

今回の議論はこの事が中心で、今のご意見はまさに急所をついたご意見だと思います。教育力ではなく、複数の人との遊びを経なければコミュニケーションは成り立たないと思います。その為には「遊び力」を身につけることが必要です。「遊び力」を身につける方法として、例えば、色々な役割を逆転させることも良いのではないのでしょうか。地域の中で血が繋がってなくても、おじさん、お婆さん、お兄ちゃんお姉ちゃんという言葉を使えるような場を作れば、地域全体がいわゆるコミュニティーとなります。そんな議論をしていくべきだと思います。

地域の中でもどんどん声掛けはしていくできます。また、家庭の中では、親は子どもに教育するよりも一緒に遊んであげる事の方が大切だと思います。学生の頃、アメリカの家庭に泊まり込んでいた時期があったのですが、子どもの育て方が日本の家庭とはだいぶ違うなと感じました。お父さんは、仕事から帰ってくると子ども達と思いきり遊んでいて、親子のコミュニケーションがすごいなと感じました。日本では教育力のある家庭が良い家庭というイメージがありますが、これからの時代「遊び力」のある家庭が必要だと思います。

(会長)

貴重なご意見をありがとうございました。最近、外で遊んでいる子どもの姿を見なくなったような気がします。私は自殺予防の研究もしているのですが、ある研究者は、自殺率と路地の占有率を調べています。まだ途中段階ではありますが、路地の占有率が高い町ほど自殺率が低いという結果がでております。車の通らない道路で自然に顔を合わせ、そこで二言三言話せるような環境が自然に出来上がっていることで地域に絆が作られるのだと思います。地域の大人が子どもに「おはよう」と声を掛けて話をする等といった事の積み重ねがコミュニティーを作ることにつながると思います。今はそういった環境が薄れてきているので、今後は施策としてやっていかなければならない時代なのかもしれません。

(事務局)

遊びとコミュニケーションについて沢山のご意見を頂きありがとうございました。コミュニケーションを上手くとれないまま子どもが大きくなると、社会に出ても上手くいかなかったりと問題は続いていく傾向にあると思います。外遊びについても、している子とそうでない子が二極化している状態なので、より多くの子ども達が体験活動に触れていけるように取組んで参ります。

(会長)

議論はつきませんが時間の都合上、ここまでとさせていただきます。他にご意見等ございましたら、事務局にメール等を送っていただければと思います。

委員の皆様、活発なご意見を賜りありがとうございました。感謝申し上げます。県当局の皆さんは、青少年の健全育成と社会環境の整備、その為の取組を進めてい

く舵取りをお願いします。それでは、以降の進行を事務局にお返しします。

(事務局)

皆様ありがとうございました。

この度はコロナ禍での初のオンライン開催となりましたが、委員の先生方には熱心に議論をして頂き、また貴重なご意見を賜り本当にありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして兵庫県女性青少年局長の木村よりご挨拶を申し上げます。

(事務局)

本日はお忙しい中、ご出席を賜り、また貴重なご意見をありがとうございました。先ほどの「コミュニケーションが大切」というお言葉が本日の審議会の全てを総称するキーワードだと思いました。コロナ禍でリアルでの体験が難しいところですが、多くの子どもに体験させる事が大切だというご意見も頂きましたし、家庭でのルールづくりにおいては家庭でのコミュニケーションをしっかりと取りながら、いかに活用しルールづくりを浸透させていくのかというご意見も頂きました。今後しっかりと進めていきます。

有害図書類につきましても条例に基づいてしっかりと進めて参ります。また、ネットの動画などに関するご意見も頂きましたが、条例のフィルタリングにも関連する事なので、対応を検討していきます。

本の大切さについてもご意見も頂きました。読み聞かせにつきましても、子どもの館などでも活動しているところですが、改めて考えていきたいと思えます。

成人年齢の引き下げについては、相談しやすい体制の構築が大切であるとのご意見も頂きました。電話やSNSでの相談、消費生活課ではラインの相談にも取り組んでおりますが、周知を徹底し、青少年にその取組が伝わるようにしていきます。

声かけについては、地域安全の中でも大切なこととして皆様にご協力を頂いており、地域での子育ても大事であると思っております。地域での子育てを担当している男女家庭課では、コロナ禍における子どもとの関わり方やコミュニケーションを取るための子どもの居場所作り等について、NPOの方々の取組等をYouTubeで配信しておりますのでご覧になって頂ければと思います。

本日賜りましたご意見を参考にしながら青少年の健全育成に向けた取組をしっかりと進めて参りますので委員の先生方におかれましては、今後ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。また、コロナの感染も広がっておりますのでどうぞご自愛のほどお祈り申し上げます。本日はありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして青少年愛護審議会全体会を終了させていただきます。ありがとうございました。